

鳥取大学における学術交流協定の手続きについて(平成14年6月5日国際交流委員会承認)  
の一部を改正する手続要項を次のように定める。

## 鳥取大学における学術交流協定の手続きについて

平成16年6月24日

国際交流委員会承認

平成30年6月11日

国際戦略委員会承認

### I. 基本方針

#### 1. 目的

交流協定の締結は、外国の優れた大学、研究機関等（以下「大学等」という。）との交流を推進し、本学の国際化に資することを目的とする。

#### 2. 留意事項

交流協定締結に際しては、以下の事項に留意の上、実施するものとする。

- (1) 交流協定は、「大学間協定」又は「部局間協定」とする。
- (2) 交流協定は、交流実績及び将来の交流を前提として、共同研究の推進や学生交流の一層の活性化が期待できる大学等と締結する。
- (3) 交流協定を推進する関係部局は、交流協定の計画、締結、変更、更新等に係る連絡責任者及び責任体制を明確にする。
- (4) 当該関係部局は、研究及び教育の国際交流に係る諸制度の積極的な活用に加え、可能な限り財源を確保するための自助努力を行うものとする。
- (5) 交流協定締結に伴う経済的、人的な負担については、原則として明記しない。
- (6) 交流協定の有効期間は、原則として5年とする。
- (7) 協定書及び附属文書の署名者及び発効日は次のとおりとする。
  - 1) 大学間協定の場合は学長とする。  
ただし、附属文書等は学長又は部局長とする。
  - 2) 部局間協定及びこれに係る附属文書等は部局長とする。
  - 3) 発効日は相互の署名が完了した日とする。

### II. 協定の締結

#### 1. 大学間協定

大学間協定とは、本学が外国の大学等と大学間交流を実施するため、相互の学長名により締結する協定をいう。

大学間協定は、次に掲げる場合で、大学間とすることが適当と認められる場合に締結するものとする。

- (1) 交流を推進する関係部局からの提案に基づき、学内の合意が得られたとき。

(2)外国の大学等からの要請に基づき、学内の合意が得られたとき。

(3)その他、本学が必要と認めたとき。

## 2. 部局間協定

部局間協定とは、本学の部局が外国の大学等あるいは関係する部局等と交流を実施するため、相互の部局長名により締結する協定をいう。

部局間協定は、部局間協定の必要がある場合に締結するものとする。

## Ⅲ. 締結手続き [図1]

(1)協定の締結を推進しようとする関係部局は、予め窓口となる担当教員を定め、関係部局で相互に連絡・調整を行うとともに、関係部署（国際交流課）と事前に打ち合わせた上、関係部局の教授会等の議を経た後、協定書案及び別紙様式による学術交流協定に関する説明書を添付して関係部局長から、協定締結希望日の概ね2ヶ月前までに学長へ申請する。

(2)学長は、上記(1)の申請を適当と認めたとき、または、外国の大学等から要請があり、これを適当と認めたとき、あるいは本学から外国の大学等へ大学間協定を要請する必要があると認めたときは、国際戦略委員会に諮問する。

(3)国際戦略委員会は、協定の締結について審議し、その結果を学長に答申する。

(4)学長は答申に基づき、協定締結について決定する。

(5)学長は協定締結の決定について、教育研究評議会へ報告する。

(6)事務局は協定書の正文を作成する。

(7)協定書に双方の代表者が署名し、交換する。

(8)附属文書について必要な事項は、別に定める。

## Ⅳ. 協定の更新

学長は、部局長から交流協定の内容に変更がない更新の申請があった場合は、協定更新について決定し、国際戦略委員会及び教育研究評議会に報告するものとする。

## Ⅴ. 協定の廃棄 [図2]

1. 協定の廃棄（更新しない）を予定している関係部局は、教授会等の議を経た後、協定の有効期限の概ね3ヶ月前までに理由を付した上、学長へ申請する。

2. 学長は、部局長から交流協定を廃棄する（更新しない）旨申請があった場合は、当該協定の更新が必要か否かを国際戦略委員会に諮問する。国際戦略委員会は、当該部局以外に更新を希望する部局がないかどうか照会し、各部局はこれに回答する。

3. 国際戦略委員会は、協定の更新について審議し、その結果を学長に答申する。

4. 学長は答申に基づき、協定の廃棄（更新しない）または更新について決定し、更新が必要であると認めた場合は、中心部局を定め、協定の更新手続きを行うものとし、更新が必要でないと認めた場合は、協定を廃棄する。

5. 学長は、協定の更新または廃棄（更新しない）の決定について、教育研究評議会へ報告す

る。

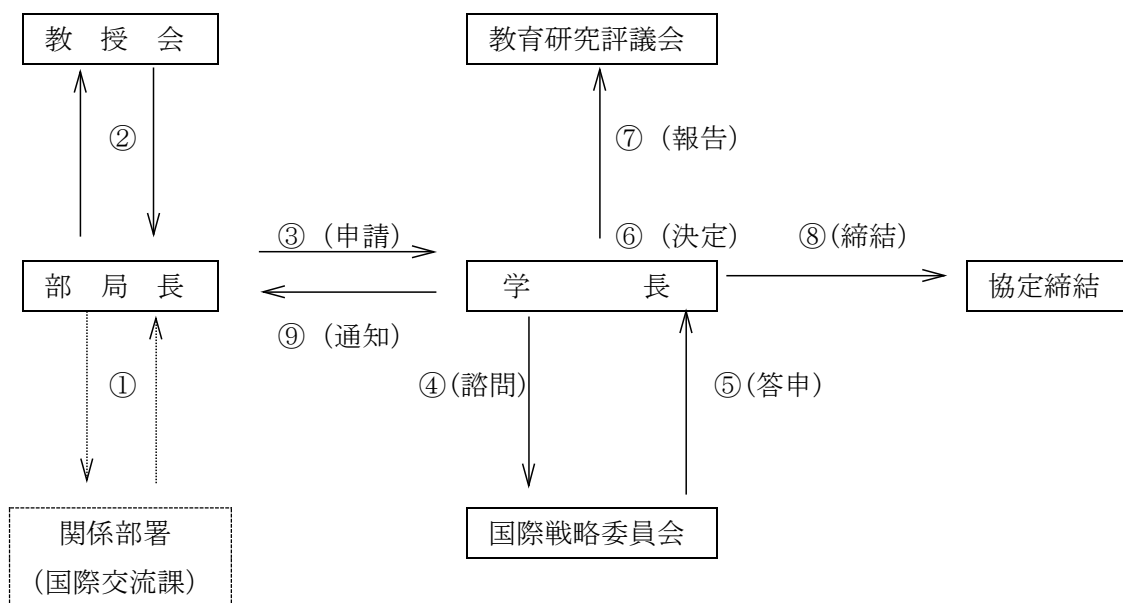
## VI. その他

関係部局は協定締結後の交流実績を定期的に把握し、自己評価を行うものとする。

### 附則

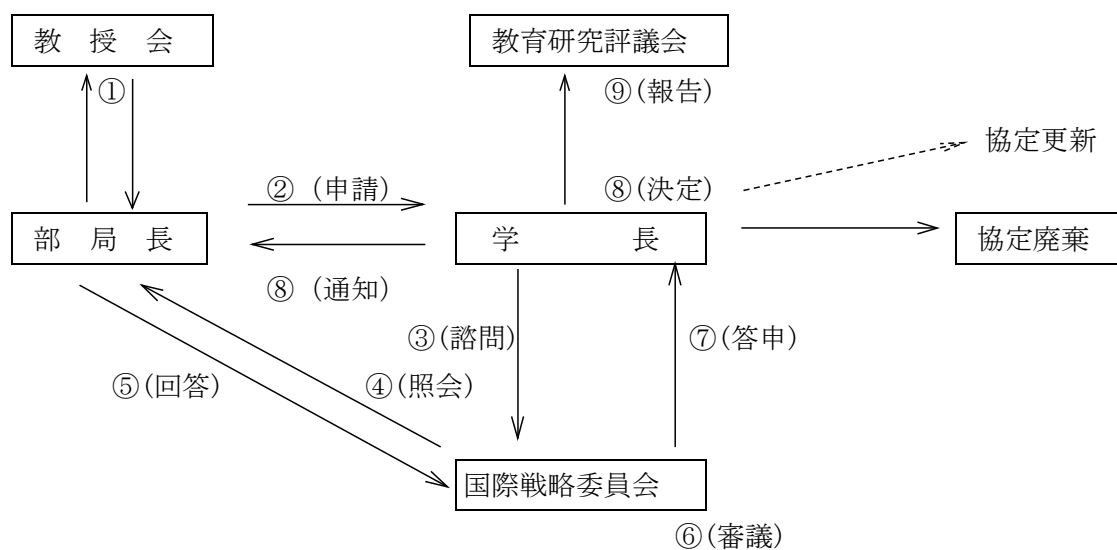
- 1 この取扱方針は、平成16年6月24日から実施する。
- 2 この手続要項実施の際、改正前の鳥取大学における国際交流協定の手続についてに基づき行われた手続等は、それぞれ改正後の鳥取大学における学術交流協定の手続についての規定に基づき行われたものとみなす。

〔図1〕 協定締結手続き



- ① 協定の締結を推進しようとする関係部局は、予め窓口となる担当教員を定め、関係部局で相互に連絡・調整を行うとともに、関係部署（国際交流課）と事前に打ち合わせる。
- ② 関係部局は当該協定を教授会等に諮る。
- ③ 関係部局は、教授会等の議を経た後、協定書案及び別紙様式による学術交流協定に関する説明書を添付して、協定締結希望日の概ね2ヶ月前までに学長へ申請する。
- ④ 学長は、申請を適当と認めたとき、または、外国の大学等から要請があり、これを適当と認めたとき、あるいは本学から外国の大学等へ大学間協定を要請する必要があると認めたときは、国際戦略委員会に諮問する。
- ⑤ 国際戦略委員会は、協定の締結について審議し、その結果を学長に答申する。
- ⑥ 学長は答申に基づき、協定締結について決定する。
- ⑦ 学長は協定締結の決定について、教育研究評議会へ報告する。
- ⑧ 事務局は協定書の正文を作成する。

〔図2〕 協定廃棄の手続き



- ① 協定の廃棄（更新しない）を予定している関係部局は、当該協定の廃棄（更新しない）を教授会等に諮る。
- ② 関係部局は、教授会等の議を経た後、当該協定の廃棄（更新しない）について、理由を付して学長へ申請する。
- ③ 学長は、当該協定の更新が必要か否かを国際戦略委員会へ諮問する。
- ④ 国際交流委員会は当該部局以外に更新を希望する部局がないかどうか照会する。
- ⑤ 各部局長は④に回答する。
- ⑥ 国際戦略委員会は、協定の更新の妥当性について審議する。
- ⑦ 国際戦略委員会は、審議した結果を学長に答申する。
- ⑧ 学長は答申に基づき、協定の更新または廃棄（更新しない）を決定し、更新が必要であると認めた場合は、中心部局を定め協定の更新手続きを行うものとし、更新が必要でないと認めた場合は、協定を廃棄する。
- ⑨ 学長は協定の更新または廃棄（更新しない）の決定について教育研究評議会へ報告する。